豊橋市民病院売店等運営事業に係る災害時に関する協定書（案）

豊橋市長 長坂尚登（以下「甲」という。）と○○○○　代表取締役　○○○○（以下「乙」という。）は、別に定める豊橋市民病院売店等運営事業に関する覚書（以下「覚書」という。）により運営する売店等（以下「売店等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、豊橋地区において地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し又は発生する恐れがある場合において、売店等運営に関する協力体制を確立することを目的とする。

（災害時の定義）

第２条　この協定における災害時とは、患者の数が膨大で、事態の収束までに長期間を要し、原則全職員で長期間にわたり対応するような状態(震度6弱以上の直下型地震や南海トラフ地震など)のものとする。

（災害時における協力）

第３条　前条に規定する災害時において、乙は可能な範囲で、次の内容により災害時の協力を行うものとする。

（１）売店等の運営継続

（２）甲の依頼による物資の供給

２　前条に示す災害時より被害が少ない場合であっても、状況により甲は乙に対して協力を要請できるものとする。

３　第１項第１号において売店等の運営継続を行う場合、甲は乙が運営する売店等へ必要最低限の電力供給を行うものとするが、病院の機能保全を優先させるため、電力供給が不可能な場合があることを乙は了承するものとする。

４　第１項第２号において甲の依頼により物資の供給を行う場合は、第４条の方法による。

（物資供給要請）

第４条　前条において甲が乙へ物資の供給依頼を行う場合は、要請時点で乙が調達・製造が可能な食料品、飲料水、日用品等を対象とし、次の各号の方法による。ただし、緊急を要する場合は、書面によるものであっても電話又はその他の方法で行うことができるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

（１）甲は、必要な事項を記載した書面をもって要請するものとする。なお、必要な事項は期日、品目、１日あたりの数量、搬入場所、連絡先とする。

（２）乙は、前項の要請事項を実施するための措置を取るとともに、物資供給可能数量及び措置の状況を書面により甲へ報告する。

（３）物資の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、引き渡し場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲が指定する者が

行うものとする。

（４）甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

（５）乙は、物資の引渡しが終了した後、引き渡しの日時、物資の品目及び数量を甲に書面で報告するものとする。

２　前項において供給要請を行う物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲又は甲の指定する者が負担するものとし、物資の価格は災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売推奨価格）とする。また、費用は乙からの請求後 60 日以内に支払うものとする。

３　甲は、乙または乙の指定業者が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急または優先車両として通行できるように合理的可能な範囲で支援するものとする。

（有効期間）

第５条　この協定は覚書に基づき締結するものであり、覚書の失効もしくは解除に伴い本協定も解除されるものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めるもののほか、本協定の目的を達成するに必要な事項、その他本協定に定めのない事項については、覚書のほかはその都度甲乙協議して定めるものとする。

（その他）

第７条　乙は、自己のフランチャイズ加盟者もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるものとするが、強制することが困難な事情がある場合、原則として甲は承諾するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　愛知県豊橋市今橋町１番地
豊橋市長　　長坂　尚登

乙